

序

近年の科学技術の進展に伴って伝子組換え技術等が著しく発達しており、遺伝子操作により生物に新たな形質を付与することが容易となってきました。

しかしながら、新しく生み出された生物の形質によっては、野生生物種の急激な減少を引き起こすなど、生物の多様性に甚大な影響を与える可能性が危惧されることから、改変された生物が生物多様性に悪影響を生じさせることを防止するため、平成 12 年にカルタヘナ議定書が採択されました。

そして、この議定書を国内担保するため、我が国では、平成 15 年 6 月にカルタヘナ法が制定されました。この法律では、拡散防止措置を執らないで行う遺伝子組換え生物等の使用等を“第一種”、拡散防止措置を執って行う使用等を“第二種”と位置づけ、これらの使用等に関する手続について規定するとともに、これらの規制の実効性を高めるため、輸入する生物の検査、さらには情報の提供について定めています。

輸入する生物の検査とは、生物多様性影響が生じるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入されることを防止するための措置であり、情報の提供とは、遺伝子組換え生物等を入手した者がその使用等にあって必要となる情報を確実に認識できるようにするための措置となります。

さて、カルタヘナ議定書の採択時において、国境を越えて移動する改変された生物により損害が生じた場合の対応措置が積み残し課題となっていました。平成 22 年に補足議定書が採択されました。そして、この補足議定書を国内担保するため、平成 29 年 4 月にカルタヘナ法の改正が行われ、遺伝子組換え生物等の使用等により生じる損害の回復命令等の措置を講ずることができるようになりました。

人の暮らしは生物の多様性がもたらす様々な恵みにより成り立っており、これは現在においても将来にわたっても生活を支える重要な基盤であるといえます。それゆえ、遺伝子組換え生物等を取り扱う方々においては、「そのような規制があったとは知らなかった」では済まされませんので、その責務を適正に果たすことができるよう、本書をデスクに備え、日々の業務にあたっていただければと思っております。

本書が皆様にとって一助となるよう切に願っております。

平成 31 年 春

株式会社ドーモ

代表取締役 團野 浩